

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	谷住郷地区谷集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和元年度に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=15) (以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上は、全体の13%になっている。 また、当集落では、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ない状況であり、担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が、約40%の農地を集約化している。 当集落の農地の保全において、中心経営体の確保とその経営体への農地集約は重要であり、当集落内の農業者がその経営体と連携を図りながら、農地の集約化を進める。
当集落において、農地管理組合が、農地の幹旋や担い手不在農地の管理を行い、集落の農地の保全に大きな役割が果たしており、引き続きその役割を果たしていく。
当集落において、中山間地域等直接支払制度に取り組む協定組織の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、集落内の営農活動を支えていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、67%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答している。
若者や女性に魅力ある作物栽培を行うことで、**多様な担い手の確保**と当集落への入り作を促進する他、集落内から農業の後継者を掘り起こしを図る。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、47%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。
しかしながら、当集落内の山林に近接する水田では、排水不良個所が多く存在し、その対策を講じていく。
また、用水路が埋そくした個所があるなど、その効用回復等の改善を検討していく。

■新規・特産化作物の取組方針

当集落は、水稻を中心に、野菜(産直向け)、花き、果樹など多様な作物が生産されている。また、大豆、野菜(産直向け)など作付拡大の意向を示す耕作者もあり、**適地適作を考慮した生産を図る**。
一方で、当集落は、狭い谷間に位置し、小谷川沿い両岸に、長細く水田が形成される地形となっており、水稻以外の作物の生産は困難との声があった。こうした状況から、稲作の経営収支も厳しい状況にあるが、集落の農地・環境保全に資する作物として、水稻を基本とした取組みを継続していく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「個別に防護柵を設置し、鳥獣の侵入防止を図る」が最も回答数が多かった。
当集落では、集落一体を囲う防護柵(金網フェンス)を実施し、集落内の耕作者により見回り、点検、補修を励行している。
しかしながら、補修が十分にできていない個所から、イノシシ等が侵入し、被害が発生している。
このため、さらに個々の農地に防護柵を設置することで、被害を軽減していく。
また、既存の防護柵の設置個所の検証を行い、効果的な設置方法等を研究していく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」が33%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」22%、「Uターン者や新規就農者等の担い手を取り込み、その担い手を集落が支える」が11%と回答し、回答者の66%が担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向性が示された。
当集落では、認定農業者の中心経営体への農地の集約化を進めるとともに、可能な限り既存の農業者が営農活動を継続するなどにより、集落の農地を保全していく。

■その他の取組方針

日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金)等の補助制度を有効に活用しながら、担い手への農地集約や営農環境の保全を図っていく。
農地の保全は、集落の生活環境の保全に深く関わることから、集落内にある農地管理組合が、自治会や他の組織と連携し、集落の農地、環境保全に資する主体的な組織として、機能を強化し、取組んでいく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		4.2 ha		4.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。